

一次締切分

NO.	質問	回答
1	<p>募集要項 P.7 “8 その他(1)” の条件について 上記には“国または地方公共団体から他の補助金を受けている事業の応募は認めません。” という条件が記載されています。 JSPS(科研費)や JST・NEDO など、国立研究開発法人から受領している補助金は、国からの補助金に該当しますでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・科研費、JST、NEDO 等の補助金について、国からの補助金に準ずるものと考えます。したがって、本応募の内訳書に、他の補助金を受けている実施項目を計上することはできません。 ・しかし、本規程の趣旨は、補助金の不正支出防止のためであって、同一技術について類似の調査目的であっても、実証調査の実施項目が、他の補助金の適用を受けていない項目に限定すれば、応募は可能です。
2	<p>応募様式(4) “間接経費”について 応募様式(4)の予算書には、間接経費を記載する欄があります。 本助成事業では、間接経費も計上することが可能という認識でよろしいでしょうか？ また、計上可能な場合、何か条件はありますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・間接経費の計上は可能です。 ・間接経費とは、本実証調査の事務を行う事務補助員雇用のための経費、本実証調査のために購入した設備の維持管理費など、本実証調査に係る間接的経費を指します。 ・なお、科研費等の他の一部競争的資金では、「間接経費」は、直接経費の30パーセントに相当する額を認めていますが、企業等の事業者の事情も様々であることから、本事業では、応募事業者様の判断で、間接経費を計上することを認めます。
3	<p>実証試験の実施は、公的機関でなくてもよいでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実証試験は、応募事業者自らが実施して良いです。試験の客観性を確保する等のため、必要に応じてアドバイザーの助言を受けることが可能です。
4	<p>既存の商品や技術でも応募可能でしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従来からある製品や技術であっても、その製品・技術によって新たな効果が期待され、その効果の実証を目的とする調査であれば、応募可能です。
5	<p>採択件数5件は二次締切分を含めてでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全体で5者程度を採択する予定です。 ・一次締切は、できるだけ早く実証調査に着手したい応募事業者を想定したもので、一次・二次締切分のそれぞれの予定数は設定しておりません。

次頁に続く

6	応募様式 P5 の実証調査の概要、実施期間は、2 年間を選ぶことができますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・(様式 3) の実施期間について、2 年間を選択した場合でも、支弁額の確定、精算払いは、年度ごとの手続きとなります。従いまして、実証試験は単年度と同様のスケジュールで実施していただき、令和 5 年 1 月下旬に実証試験の中間報告、令和 5 年 2 月末に完了報告書を提出していただきます。 ・検討委員会での実証試験結果の評価において、実証期間 2 年間の希望されている場合は、中間報告として評価をしていただく予定です。
7	次年度以降の本事業実施の可能性はありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度の実証試験については、現時点では未確定となります。
8	一次締切で不採択となった場合、二次締切に応募できますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・一次締切分で不採択となった提案については、書類の不備や辞退の申し出があった場合等を除き、二次締切分の審査にエントリーできるものとします。 ・再度の応募をする必要はありません。
9	支弁の額は、消費税込みか税抜きですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・本実証調査で支払われる支弁金は、消費税を含、む額で交付されます。 ・したがって、本支弁金は「特定収入」には該当しませんので、消費税仕入控除税額に係る処理については、対象に含めないように注意してください。
10	採択前の実証試験の経費については、支弁の対象となりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・実証試験の経費の支弁対象となる期間は、正式採択後から完了報告書期限までとなります。 ・一次締切分の採択は 7 月上旬、二次締切分の採択は 8 月上旬となる見込です。
11	二次締切で応募を検討していますが、確実に募集がありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・一次締切は、できるだけ早く実証調査に着手したい応募事業者を想定したもので、一次締切で公募を締め切る予定はございません。
12	実証試験場所が未確定での応募は可能でしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・実証試験場所の見通しが立たない申請はご遠慮ください。ただし、実験場所の候補地が幾つかあり、いずれかで実施できることが確実であれば、候補地 A, B, C のいずれかで実施する等のご提案があれば評価が可能となります。

次頁に続く

二次締切分

NO.	質問	回答
13	<p>8月着工現場での実証試験を計画していますが、実証試験計画へのアドバイザーの助言に基づく修正が間に合わない可能性が考えられます。応募可能でしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・二次締切分において、検討委員会での採択を経て、8月上旬よりアドバイザー候補者と調整し、できるだけ早期に助言を開始すべく進めて参ります。 ・実証調査の開始は、採択後に実証計画を提出いただきアドバイザーの助言により、可能な範囲で計画修正のうえ着手していただく流れになります。 ・これらの流れを円滑にするためとして、応募書類【実証調査の計測・実証方法の概要】について、実証計画に相当する内容（実証目標に対応する、対照区を含む試験区設定、測定項目、測定方法等）を出るだけ具体的に示していただくことが考えられます。 ・応募者の申請時の負担が増えますが、計画が具体的であれば、採択時に選定委員会での助言が得られる可能性があるほか、アドバイザーの選定、適切な助言、助言による計画修正が円滑に進めやすくなると考えられます。
14	<p>実証調査の経費について、会社の研究助成費（助成金・非課税の扱い）からの支出を含めてよろしいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・よろしい。ただし、本実証調査の支弁金の対象項目を明確に仕分けること、消費税の扱いは、貴社の税理士と相談して適正に処理いただくことをお願いいたします。 ・本実証調査の支弁を受けない残り2分の1の経費の原資として、貴社の経費からの支出とする場合、公的な補助金には該当しないと考えられます。 ・本実証調査の支弁金は、補助金適正化法、同施行令に指定された補助金ではありませんが、法の趣旨に沿った運用をお願いしているところです。 ・本実証調査の募集要項7ページ【同一の内容で国または地方公共団体から他の補助金を受けている事業の応募は認めません。】の記載は、他の補助金を二重に受けている場合には補助金等の他の用途への使用に該当する可能性があること、補助金等が税金その他の財源で賄われるものであることから公正に処理されるべきとの趣旨によります。

15	季節要因に合わせるため既に完成させた実証試験施設において、アドバイザーの助言により実証方法の修正や計測のための一次施設の撤去、再設置に関する費用が発生することが見込まれるケースについて、応募は可能でしょうか？	・既存の実証試験施設を用いた実証調査で、アドバイザーの助言により実証施設を修正するための経費を本実証調査の支弁の対象に含めることは可能です。ただし、正式採択前に発生した費用については支弁の対象とはなりませんので、ご留意をお願いいたします。
----	--	---

以上